

## 新規事業

# ~若者・Uターン促進助成事業

銚田市内に新たに土地・住宅を取得した方に費用の一部を助成します。  
新たなスタートを銚田市から始めてみませんか！

### ◇助成金

○土地・住宅取得価格の1%（上限20万円）



### ◇対象となる方

- 転入してから1年以内で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に住宅を取得し、登記が済んでいる方
- 本人又はその家族が所有し、現に居住している宅地以外の土地への建築であること。
- 取得した住宅の延床面積が60㎡以上で、住宅取得費用（土地・住宅）が500万円以上（中古物件の取得を含む。）であること。（別荘などの一時的利用や営利を目的としたものは除きます。）
- 登記完了の翌日から90日以内に申請すること。
- 世帯に本市の市税又は税外収入金を滞納している者がいないこと。
- 本市に10年以上定住する意思があること。

### ◇個別要件

- 平成30年4月1日において40歳未満であること。
- 本市に一度も住民登録したことがない方または、2年以上本市から転出している方。

申請受付期間

平成31年3月29日まで



問い合わせ先  
銚田市役所総務部  
まちづくり推進課総合戦略係  
電話 36-7154（直通）

 銚田市  
HOKOTA